発行者情報

【表紙】

【公表書類】 訂正発行者情報

【公表目】 2025年9月29日

株式会社ネクストハンズ 【発行者の名称】 (Next Hands Co., Ltd.)

代表取締役 長田 敏彦 【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】 静岡県駿東郡清水町新宿823番地の1

【電話番号】 (055)972-6655 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 中松悟

【担当J-Adviserの名称】 フィリップ証券株式会社

【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】 代表取締役社長 永堀 真

【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋兜町4番2号

【担当J-Adviserの財務状況が公表され https://www.phillip.co.jp/ るウェブサイトのアドレス】

【電話番号】 (03)3666-2321

【取引所金融商品市場等に関する事項】 当社は、当社普通株式を2025年10月17日にTOKYO PRO

Marketへ上場する予定であります。

上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向 け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証 券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定 により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。

また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称:株式会社証券保管振替機構 住所:東京都中央区日本橋兜町7番1号

株式会社ネクストハンズ

https://www.hands-inc.co.jp/

株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という)第 21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

1【訂正発行者情報の公表理由】

2025年9月11日付で公表いたしました発行者情報の記載について、当中間会計期間(自 2025年1月1日至 2025年6月30日)に関する記載内容を追加するため、訂正発行者情報を公表するものであります。

2【訂正事項】

- 第一部【企業情報】
 - 第2【企業の概況】
 - 1 【主要な経営指標等の推移】
 - 第3【事業の状況】
 - 1【業績等の概要】
 - (1) 業績
 - (2) キャッシュ・フローの状況
 - 2 【生産、受注及び販売の状況】
 - (3) 販売実績
 - 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】
 - (2) 財政状態の分析
 - 第6【経理の状況】
 - 2 中間財務諸表の作成方法について
 - 3 監査証明について
 - 4 連結財務諸表について
 - 1【財務諸表等】
 - (1)【財務諸表】
 - ①【貸借対照表】
 - 【中間貸借対照表】
 - ②【損益計算書】
 - 【中間損益計算書】
 - ④【キャッシュ・フロー計算書】

【中間キャッシュ・フロー計算書】

【注記事項】

- (中間財務諸表作成にあたり適用した特有の会計処理)
- (税金費用の計算)
- (中間損益計算書関係)
- (株主資本等変動計算書関係)
- (中間キャッシュ・フロー計算書関係)
- (セグメント情報等)
- (収益認識関係)
- (1株当たり情報)

3【訂正箇所】

訂正箇所については、訂正箇所が多数に及ぶことから、訂正後の発行者情報へ下線を記し、表示しております。なお、第6【経理の状況】における中間財務諸表及び中間財務諸表に関する注記については、記載の追加となるため、下線は省略しております。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第35期	第36期	第37期	第38期(中間)
決算年月		2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年6月
売上高	(千円)	149, 477	153, 764	172, 787	92, 479
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	11, 518	△3, 308	19, 962	9, 597
当期 <u>(中間)</u> 純利益又は当期純損失 (△)	(千円)	11, 335	△16, 315	20, 766	<u>9, 506</u>
純資産額	(千円)	△6, 569	△22, 885	2, 934	<u>12, 440</u>
総資産額	(千円)	141, 281	152, 403	204, 664	204, 002
1株当たり純資産額	(円)	△82. 12	△286. 07	16. 30	<u>69. 12</u>
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	- (-)	- (-)	- (-)	<u>-</u> <u>(-)</u>
1株当たり当期 <u>(中間)</u> 純利益又は1株当たり当期純損失(△)	(円)	141.70	△203. 95	235. 09	<u>52. 81</u>
潜在株式調整後1株当たり当期 <u>(中</u> <u>間)</u> 純利益	(円)	-	_	_	
自己資本比率	(%)	△4. 65	△15. 02	1. 43	<u>6. 10</u>
自己資本利益率	(%)	△172. 56	_	707. 60	<u>76. 41</u>
株価収益率	(倍)	_	_	_	_
配当性向	(%)	_	_	-	=
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	_	5, 974	5, 774	<u>17, 510</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	2, 572	△10,830	=
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	20, 300	27, 470	<u>△13, 990</u>
現金及び現金同等物の期末 <u>(中間期</u> <u>末)</u> 残高	(千円)	-	74, 260	96, 673	<u>100, 193</u>
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	21 (4)	21 (4)	20 (5)	<u>24</u> (6)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載して おりません。
 - 2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
 - 3. 潜在株式調整後1株当り当期(中間)純利益については、第35期は潜在株式が存在しないため、第36期は1株当たり当期(中間)純損失であり潜在株式が存在しないため、第37期及び第38期(中間)は潜在株式が存在するものの当社株

式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

- 4. 第36期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
- 5. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
- 6. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
- 7. 第35期はキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
- 8. 従業員数は就業人員であり、契約社員やパート人員は期中の平均人員を()外数で記載しております。
- 9. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第37期(2024年1月1日から 2024年12月31日まで)の財務諸表についてオリエント監査法人の監査を受けておりますが、第35期及び第36期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
- 10. 2025年7月16日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行いましたが、第35期の期首に当該株式分割が行われた と仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(中間)純利益又は1株当たり当期純損失 (\triangle) を算定しております。
- 11. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 110 条第 5 項の規定に基づき、第 38 期中間会計期間 (2025 年 1月 1日から 2025 年 6月 30 日まで)の中間財務諸表についてオリエント監査法人の期中レビューを受けております。

2 【沿革】

当社は、1989年7月に総合建築業として長田良子が設立いたしました。その後、現在の代表取締役である長田敏彦が1995年に入社し専務取締役に就任しております。1999年9月に長田敏彦の学生時代に取得したインターネットやプログラミング知識を元に新規事業としてインターネット事業に参入しインターネット事業部を設立しました。

事業部設立後、インターネット黎明期から散見されたインターネット通信販売サイトのポータルサイト運営と広告収益により事業の拡大を図り、2003年2月には新社屋建設及び本社移転に伴い、インターネット事業への業務一本化を行っております。また、これを期に2003年2月に長田敏彦が代表取締役に就任しております。

当社では、長年のインターネット事業で培ったノウハウによりビジネスモデル特許(「シンクロカゴ機能」「バスケット QR機能」)を取得しており、決済サービスをはじめとした、数多くの他社サービスとの連携による技術力を生かし、受託開発サービスを立ち上げ更なる事業の拡大を目指しております。

年月	事項
1989年7月	静岡県三島市に総合建築業を主な事業目的として会社設立(社名:株式会社ハンズ)
1999年9月	インターネット事業部設立
2000年9月	e-shopsネットショップランキング公開(ポータルサイト運営サービス)
2003年2月	長田敏彦が代表取締役就任
2003年2月	新社屋を建設し、静岡県駿東郡清水町に本社を移転
2003年6月	現在のe-shopsカートSとなるレンタルショッピングカートサービスの提供開始 (SaaSサービスの開始)
2005年9月	建設業は廃業しインターネット事業専業に移行
2006年11月	シンクロカゴに関する特許を取得(特許3883135号)
2014年8月	バスケットQRに関する特許を取得(特許5601645号)
2014年9月	e-shops crayonサービスの提供開始
2015年12月	受託開発サービス開始
2023年2月	一般財団法人日本情報経済社会推進協会 プライバシーマーク (Pマーク) 取得(登録番号 第19001402号)
2024年12月	商号を株式会社ネクストハンズに変更

3【事業の内容】

当社は、「インターネットサービスと成長する喜びを、ともに。」を企業理念とし、事業開始当初よりインターネットに関する多くの問題を解決し、より多くの店舗、事業者様、インターネットユーザーの皆様に喜んでいただけるようなサービスを提供してまいりました。これからもインターネットを中心に IT 技術を生かした革新的なサービスは数多く誕生し、より便利になっていくものと思われます。当社もその一翼を担えるように技術力や企画力の向上、より丁寧なサポートを心がけて、便利なインターネット環境の世界に貢献してまいります。

<サービスの概要>

現在当社の事業はSaaS 事業単独であり、その内訳は、①SaaS サービス、②ポータルサイト運営サービス、③自社製品のカスタマイズ、自社製品以外の開発やホームページ作成を行う受託開発サービスの3つにサービスが分類されます。なお、当社は、SaaS 事業の単一セグメントであるため、セグメントを構成するサービス別に事業内容を記載いたします。

サービス名称	主要サービス
SaaS サービス	レンタルショッピングカート:e-shops カート S
	ホームページ作成アプリ:e-shops crayon
	レンタルサーバー:e-shops サーバー
ポータルサイト運営サ	ランキング型ショッピングモール:e-shops
ービス	地域情報サイト:e-shops ローカル
受託開発サービス	システム開発(Web システム・スマートフォンアプリ)、ホームページ作成

① SaaS サービス

SaaS (サース) とは、「Software as a Service (ソフトウェア・アズ・ア・サービス)」の略称で、ソフトウェアをインターネット経由で提供するサービス形態のことです。利用者がソフトウェアを自社で購入・インストールせず、クラウド上にあるアプリケーションをブラウザやスマートフォンなどで利用する事業モデルです。



当社では、インターネット事業部設立以来、様々な SaaS サービスを提供してまいりました。主には BtoBtoC (Business to Business to Consumer) サービスを中心とし、企業 (B) を通じてその先にいる一般 消費者 (C) に価値を届けるプラットフォーム構築を行い、多様な業種・業態に対応した SaaS 型ソリューションを展開し、BtoBtoCモデルを通じた企業と消費者の架け橋として、付加価値の高いサービス提供しております。



e-shops カートS はネットショップの運営や様々な事業シーンで利用可能なオンライン決済に必要な機能を一式搭載したレンタルショッピングカートサービスです。2003年6月のサービス開始時より20年以上が経過し累計導入店舗・企業数は1万を超え、年間流通金額は約100億円程度です。毎月の機能アップデートを長年繰り返しネットショップのような物販をベースにしたサービスから、役務や各種サービスにおいてもオンライン決済を可能とするサービスに機能拡張をしております。ご利用いただくショッピングカートは既存のホームページに買い物カゴを設置する方法やQRコードやメールなどに記載して決済URLから決済画面に直接誘導しオンライン決済をしていただく方法が選択可能です。

また、ネットショップの普及に伴い、情報流出やサイバー攻撃など、ネットショップを標的にした不正アクセス被害が蔓延している現状で、定期的にセキュリティアップデートを繰り返し、対策をすすめ安全な決済サービスの実現を目指しております。

主な利用可能なシーン

王な利用可能なシーン	
ネットショップ(物	「商品をカゴに入れる→決済する」という仕組みを自社 Web サイトへ導入す
販)	ることができます。ホームページ自動作成がセットになった CMS 機能や QR
	コードを読み込むだけで注文手続きページへ遷移できる仕組みもご用意し
	ているため、まだ Web サイトがないショップ様でも簡単に導入できます。
定期購入・サブスク	商品の定期的な注文や月謝のお支払い、利用サービスの継続課金など、「指
	定間隔での自動注文・お支払い」にご利用可能です。
学校教材販売	楽器や習字セット、裁縫道具などの学校教材販売をオンライン化します。
	集金袋による現金回収ではなく、購入案内資料に記載した QR コードより購
	入可能とします。全国で導入学校数は 1600 校を超え決済を利用した家庭数
	も34万家庭を超えております。
	学校教材販売 導入学校数推移
	2000
	1685 1604
	1500 —
	1000
	617 659 683 691 696 702 704 725 756
	500341-350-
	4 7 9 12 24 24 28 44 81
イベント用チケット決	セミナーや講習会などの企画イベントの申込みと決済を可能とします。チ
済	ケット購入者には入場用の QR コードが自動発行され、受付時にその QR コー
	をスマホカメラで確認することで有効なチケットか判別する入場管理シス
	テムが利用可能です。
会費徴収	スポーツクラブや習い事などの会費徴収をキャッシュレス化します。
BtoB EC サイト	お取引先だけが購入できるクローズドな BtoB サイトを簡単に構築できま
	す。

社内販売	許可された社員のみが閲覧可能なサイトで、福利厚生・社内販売を行えま
	す。社員登録(会員登録)の承認・拒否は管理画面から会社側で選択が可
	能です。
有料動画販売	レッスン動画を有料で公開したい方や、開催済みのセミナーを後から有料
	で動画公開することが可能です。 購入者だけが動画を閲覧可能です。
デジタルダウンロード	購入者のみがダウンロードできるデジタルダウンロード販売が可能です。
販売	デジタルコンテンツを購入した会員は、会員マイページからコンテンツを
	ダウンロードすることができます。

利用可能な決済方法

各決済代行会社とのシステム連携をすることで様々な決済が導入可能です

クレジットカード決済	国際 5 ブランド全てに対応し、最新のセキュリティ「3D セキュア 2.0」にも
	対応。
コンビニ決済(前払	全国の主要なコンビニエンスストアで 24 時間 365 日気軽に店頭で商品代金
<i>(')</i>	のお支払いが可能です。
後払い決済	商品受取後やサービス提供後にコンビニや口座振替などでお支払可能で
	す。
PayPay	PayPay アプリがあれば決済可能です。
Amazon pay	Amazon アカウント登録情報にて決済可能です。
携帯キャリア決済	毎月の携帯電話料金と合算して支払いが可能です。
Paypal	世界中で利用されているオンライン決済サービスです。

e-shops_®



e-shops crayon は、スマートフォンひとつで簡単にホームページを作成・更新できるスマートフォン専用アプリです。

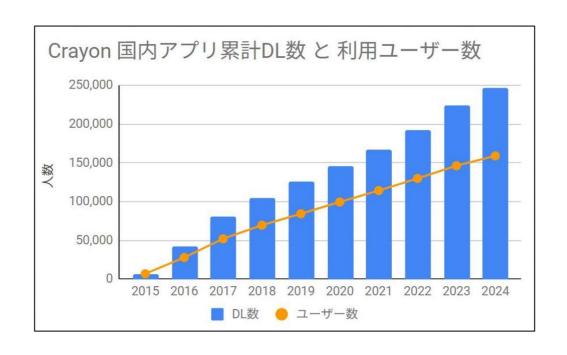
多くのホームページ作成サービスがパソコンの利用を前提としている中、Crayon はスマートフォンだけで 完結することを前提に設計されており、パソコン操作が不要です。

時間に制約のある中小事業者の方でも、普段使い慣れたスマートフォンから、撮影した写真をそのまま掲載したり、メモ感覚でコンテンツを更新したりと、直感的に操作できるのが特長です。

これにより、ホームページの立ち上げにかかる時間を大幅に短縮できるだけでなく、日々の更新やメンテナンスも簡単に行うことができます。

さらに、EC 機能やネット予約機能も標準搭載しており、初期費用を抑えながら本格的な Web 展開が可能です。スモールスタートから始められる利便性と機能性が評価され、利用者は着実に拡大しています。

サービス公開から 10 年が経過し、国内での累計スマートフォンアプリダウンロード数は 25 万件を突破、利用ユーザー数も 16 万人を超えるまでに成長しており、多くの中小事業者や個人の方に選ばれるサービスとなっています。



C-shops サーバー



e-shops サーバーはレンタルサーバーサービスです。企業サイトやネットショップサイトを運営するために Web サイトの公開やメールの利用、データ保存などに必要なサーバーをインターネット経由で貸し出すサービスです。利用者は自社でサーバーを購入・管理することなく運用できます。

② ポータルサイト運営サービス

当社は、ネットショップ情報や地域情報を紹介するポータルサイトを運営しており、主に一般企業を対象とした広告掲載事業を展開しています。

これらのポータルサイトは、アドネットワークを通じた広告配信により収益を得るビジネスモデルで運営されています。広告主は、当社が接続するアドネットワーク(例: Google 広告等)に出稿し、その広告が当社のポータルサイトに表示されることで、当社は表示回数やクリック数に応じた広告収益を得ています。広告掲載を希望する一般企業はアドネットワークに対して広告を発注し、その広告データが当社サイト上に掲載されます。これにより、サイトを訪れるユーザーに対して広告が表示され、広告主のWeb サイト等への誘導が図られます。

広告収益は、広告の表示回数やクリック数などに応じてアドネットワークから当社へ支払われる仕組みとなっており、バナー広告やカテゴリ連動型広告など、複数の広告フォーマットに対応しています。

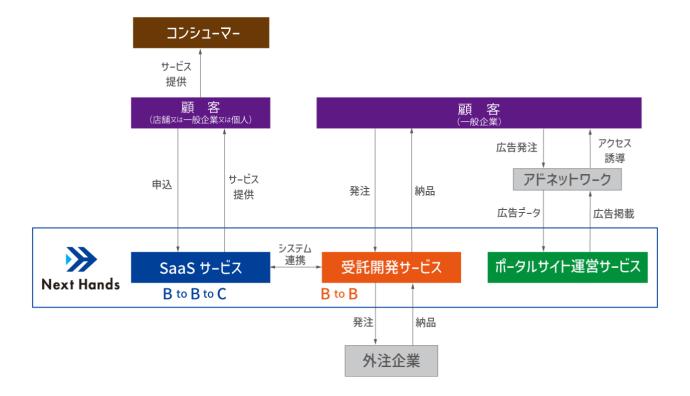
③ 受託開発サービス

当社では、SaaS サービスの提供を通じて培ってきた独自の技術力、セキュリティ対策、データベース運用 ノウハウを活かし、お客様のビジネスニーズに最適なシステム開発を受託しております。経験豊富なエンジ ニアによるチーム体制のもと、最新のテクノロジーを柔軟に取り入れた開発を行っており、快適かつ安定し た運用を実現しています。

特に、長年提供してきたレンタルショッピングカートシステムの運用実績を活かし、サブスクリプション型決済など、高度な決済連動が必要な Web サービスの開発にも対応可能です。

また、e-shops カートSを活用したネットショップの構築、事業者向けの決済サービスサイト、企業ホームページの制作にも対応しており、要件定義から設計、開発、運用まで一貫した支援を通じて、お客様の課題解決をサポートしております。

以上の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はございません。

5【従業員の状況】

(1)発行者の状況

2025年8月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
24(6)	35.9	8. 3	2, 893

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、契約社員やパート人員については、最近 1 年間の平均人員を () 外数で記載しております。
 - 2. 平均年間給与は、基準外賃金及び契約社員やパートの賃金を含んでおります。
 - 3. 当社は、SaaS事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第37期事業年度(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

当事業年度(2024年1月1日~2024年12月31日)における我が国経済は、コロナ禍からの回復に伴い、企業業績や個人消費の持ち直しが見られる一方、国際的な金利動向や地政学的リスク、資源価格の変動、円安の継続など、依然として先行き不透明な状況が続いています。加えて、人手不足や人件費の上昇、デジタル化対応の遅れなど、中小企業を取り巻く構造的課題も深刻化しており、多くの業界で競争環境は厳しさを増しております。

このような経済環境の中、当社は、インターネットを活用した SaaS 型サービスの提供を通じて、企業の業務効率化やデジタル化支援に取り組んでまいりました。当社のサービスは、主に BtoBtoC モデルで展開しており、法人顧客がその先のエンドユーザーに対してより円滑かつ効果的にサービスを提供できるよう設計されています。

SaaS 市場は、初期導入コストの低さや運用負荷の軽減、クラウド上での継続的な機能改善といった利点から、近年急速に拡大しており、業界全体としても堅調な成長が続いています。当社としてもこの成長機会を的確に捉えるべく、営業・マーケティング体制の強化、プロダクトの継続的改善、安定的な収益構造の構築に取り組んでおります。

これらの結果、売上高は 172, 787 千円 (前年度同期比 12.37%増)、営業利益は 4,885 千円 (前期は 4,266 千円の営業損失)、経常利益は 19,962 千円 (前期は 3,308 千円の経常損失)、当期純利益は 20,766 千円 (前期は 16,315 千円の当期純損失) となりました。

なお、当社はSaaS 事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第38期中間会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)

当中間会計期間(2025年1月1日~2025年6月30日)における我が国の経済状況は、前事業年度から続くコロナ禍からの回復を背景に、個人消費の持ち直しが見られ、好調な兆しを示しました。しかし、2025年上半期にかけては、米国との通商摩擦や世界的な金利動向、地政学的リスクにより依然として先行き不透明な状況が続いています。円安や物価高、人手不足といった国内課題も深刻さを増す中、米国による新たな関税措置や輸出の鈍化は、中小企業の経営をさらに圧迫し、多くの業界で厳しさを増すことが予想されます。

政府はデジタル化や規制改革による経済活性化策を推進しており、IT 分野では、クラウドや SaaS 市場の拡大が続く一方、国内のデジタル人材不足や海外プラットフォーマーへの依存が課題となっています。

さらに、急速なビジネスのデジタル化に対応しきれず、IT システムの老朽化や人材不足が日本企業の市場競争力を低下させる懸念もあります。

当社はこの環境下、BtoBtoC型のSaaSサービスを通じて顧客企業の業務効率化とデジタル化支援を進め、 営業・マーケティング体制やプロダクトの継続的な改善により、安定的な成長基盤の強化に努めました。

その結果、売上高は92,479千円、営業利益は9,573千円、経常利益は9,597千円、中間純利益は9,506千円となりました。

なお、当社はSaaS 事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

第37期事業年度(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)の残高は 96,673 千円(前事業年度比 22,413 千円増加)となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によって得られた資金は 5,774 千円(前年同期比 3.34%増)となりました。これは主に税引前当期純利益 20,313 千円、減価償却費 3,798 千円、契約負債の増加額 7,871 千円などが寄与したものであります。一方で、棚卸資産や前払費用の増加など一部で資金の流出もありましたが、全体として営業活動は資金流入超となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によって使用した資金は 10,830 千円(前年同期は 2,572 千円の獲得)となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出 60,000 千円が発生した一方で、保険積立金の取崩しによる収入 41,149 千円や、有形固定資産の売却による収入 1,450 千円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によって得られた資金は 27,470 千円 (前年同期比 35.32%増) となりました。これは長期借入金による収入 50,000 千円および新株発行による収入 5,054 千円があった一方で、長期借入金の返済による支出 27,584 千円があったことによるものであります。

第38期中間会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)

当中間会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)の残高は 100,193 千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によって得られた資金は 17,510 千円となりました。これは主に税引前中間純利益 9,597 千円、減価償却費 1,711 千円、棚卸資産の減少額 5,261 千円、未払消費税等の増加額 3,739 千円、契約負債の減少額 1,758 千円などが寄与したものであります。一方で、前払費用の増加など一部で資金の流出もありましたが、全体として営業活動は資金流入超となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によって獲得又は使用した資金はありません。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による支出は 13,990 千円となりました。これは長期借入金の返済による支出 13,990 千円があったことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、システムの開発・構築等に係るサービスの提供を行っているため、サービスの性格上、生産実績 という区分は適当でないため、記載しておりません。

(2) 受注状况

当社は、システムの開発・構築等に係るサービスの提供を行っているため、サービスの性格上、受注実績という区分は適当でないため、記載しておりません。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績を示すと、次のとおりであります。なお、当社は SaaS 事業の単一セグメントであるためサービス別に記載しております。

サービスの名称	37期事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) (千円)	前年同期比(%)
SaaSサービス	148, 116	108.6
ポータルサイト運営サービス	8, 145	59. 6
受託開発サービス	16, 525	449. 3
合計	172, 787	112. 4

当中間会計期間の販売実績を示すと、次のとおりであります。なお、当社は SaaS 事業の単一セグメントであるためサービス別に記載しております

サービスの名称	38期中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日) (千円)
SaaSサービス	<u>76, 545</u>
ポータルサイト運営サービス	<u>1, 243</u>
受託開発サービス	14, 690
<u>合計</u>	92, 479

⁽注) 当社は当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っておりません

3【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は、最近日現在において当社が判断したものであります。

(1) 人材の確保・育成

当社が事業を展開するインターネット関連事業などの情報・通信産業は長年人材不足が深刻化しており、 持続的な成長を達成するためには積極的な人材確保の推進が不可欠な状況になっております。

今までも、定期的な新卒社員の採用や即戦力となるキャリア採用についても採用活動を実施し、人材の充足を進めてまいりました。

今後は、採用後の研修制度の拡充を図り、社内で人材を育成する仕組みを設け、新たに、「採用促進と教育体制の充実」の重点施策として、高卒求人や第二新卒を含む若手社員の採用についても拡充を進め、安定かつ継続的な採用計画を策定してまいります。

(2) 技術進化への対応とサービス品質の維持・向上

当社のインターネットサービス事業においては、技術の急速な進化やユーザーニーズの多様化への対応が 重要な課題です。競争力を維持・強化するため、AI やクラウド、セキュリティなど最新技術の動向を注視し つつ、柔軟かつ迅速な開発体制の整備を進めております。また、安定したサービス提供を実現するため、品 質管理体制の強化、障害発生時の対応力向上、継続的な改善にも取り組んでいます。今後も信頼性と利便性 を兼ね備えたサービスの提供を通じ、持続的な成長を目指してまいります。

(3) セキュリティ対策の強化による信頼性の向上

当社が提供する決済画面では、不正アクセスやクレジットマスター攻撃(無作為生成されたカード番号による不正決済)への対策が重要な課題です。攻撃手法は日々巧妙化・高度化しており、常にその変化に対応した対策が求められます。当社では、IP アドレスや端末情報を用いたアクセス制御、不審取引の検知、3D セキュアやトークン化による情報保護など、多層的な防御体制を整備しています。今後も安全・安心な決済環境の提供に向け、継続的なセキュリティ強化に努めてまいります。

(4) 営業・マーケティング力の強化

当社は BtoBtoC 型の SaaS 事業において、新規導入企業の獲得と導入後の活用促進を図るため、営業・マーケティング体制の強化を重要課題としています。Web 広告や SEO を活用したオンライン集客に加え、Web 会議を活用した個別提案を行う担当制営業により、企業ごとの課題に即した導入支援を行っています。また、導入後の利用状況の分析を通じて、継続率やLTV(顧客が生涯を通じて企業にもたらす総利益)の最大化を目指しています。今後もデジタル施策と人的対応を融合させた営業戦略の最適化に取り組んでまいります。

(5) コンプライアンスの強化

当社の属するインターネット関連事業などの情報・通信産業は、電気通信事業法、プロバイダ責任制限法、個人情報保護法など多くの法的規制を受けております。

また、企業の社会的責任や影響も増大しておりますので、法的規制や企業の社会的責任を正確に把握し、 業務を適正に遂行出来る内部統制システムの構築を進めるとともに、当該システムを適切に運用し企業倫 理・コンプライアンスの徹底に向けた仕組み作り、社員教育に努めてまいります。

(6) 内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの強化

当社の継続的な事業拡大、企業成長に当たっては、内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの強化は 重要な課題の一つであると考えております。

当社では、監査役と内部監査の連携、定期的な内部監査の実施、経営陣や従業員に対する研修の実施を通じ、内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスのより一層の強化に努めてまいります。

(7) 財務体質の強化

当社は SaaS 型サービスにより一定の安定収益を確保しているものの、2024 年 12 月期の純資産は 2,934 千 円にとどまっており、今後の事業拡大や外部環境の変化に備えた財務基盤の強化が課題となっています。先 行投資型のビジネスモデルでは、継続的な開発・運用・営業活動に対し十分な資本余力が求められるため、収益性の向上とともに費用管理の徹底、キャッシュフローの安定確保を進めています。今後も指標のモニタリングを継続し、自己資本の充実と健全な財務体質の構築を通じて、持続的な成長を実現してまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。 当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努め る方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行 われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 市場環境、景気動向のリスク

インターネット関連事業などの情報・通信産業に対する、利用者の投資等は、国内の経済状況や景気動向により影響を受ける可能性があります。当社の一部サービスにおいては国内利用だけでなく、海外でのユーザー獲得のため、多言語対応や海外向けのアプリケーション配信などを進めておりますが、日本経済が低迷・悪化した場合には、市場規模が縮小するおそれが想定され、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 価格競争について

当社の属するインターネット関連事業などの情報・通信産業は、インターネット利用端末の用途の多様化や、消費者スタイルの変化により、市場は拡大してきました。

当社は、技術者の生産性の向上やクラウドサービス化を推進し、低価格でも利益の確保が可能な対応を進めております。しかしながら、低価格競争が更に進展し、競合他社との差別化が有効に図れず、当社が提供するサービスの売上高が想定通りに増加しない、または利益水準が悪化する場合等には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 競合、新規参入、参入障壁

当社の属するインターネット関連事業などの情報・通信産業は、参入障壁が低く、大規模から小規模まで多数の事業者が存在しており、当該事業者との間に競合が生じております。

当社では、長年の運営実績と、顧客の細かなニーズに合わせた機能拡充やカスタマイズ対応により充実した機能の提供の他、独自のサポート体制を充実させることで、製品へのご支持を頂き、他サービスとの差別化を図っております。

しかしながら、部分的に類似した機能を持つ製品を扱う競合企業の営業方針、価格設定及び提供するソリューション・サービス等が、増加する可能性があり、これらの競合企業に対して効果的な差別化を行うことができず、当社が想定している事業展開が図れない場合には、当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4)技術革新への対応

当社の属するインターネット関連事業などの情報・通信産業は、新たな技術やサービスが次々と生み出され、その変化は著しく、利用者のニーズも常に変化しております。

当社は最新技術の動向調査・技術獲得、新たな技術の習得に努めておりますが、その想定を超える革新的な技術や著しい市場環境の変化等が生じる可能性もあります。当該変化に対応することができず、当社の経

営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 顧客情報の漏洩、プライバシー問題

当社は、事業活動において顧客情報や個人情報、その他機密情報を入手し得る立場にあります。情報保護については、プライバシーマークを取得するとともに、教育及び内部監査を通じた社内管理体制の適切な運営に努め、設備面でもセキュリティ対策を実施しておりますが、当社の過失や第三者による不法行為によって顧客の個人情報や機密情報、当社が保有する個人情報等が外部へ流出した場合には、当社への損害賠償請求や社会的信用の失墜等により、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) システムダウン、バックアップ体制

当社の事業は、インターネットを利用しているため、自然災害、事故、外部からの不正な手段によるコンピュータへの侵入により、通信ネットワークの切断、サーバ等ネットワーク機器の作動不能といったシステム障害が生じる可能性があります。このようなリスクを回避するため、システムの 24 時間監視体制の実施、ファイアーウォールの設置、社内規程の整備及び運用、システムの定期的なバックアップにより未然防止及び回避に努めております。

しかしながら、システムやハードの不具合、悪質なコンピュータウイルスの侵入やハッカーからの攻撃、 予想した規模を大きく上回る地震、火災、洪水、停電等の重大な事象の発生により、システム障害が発生した場合、一時的にサービス提供を停止せざるを得ない事態も発生しうるものと認識しております。そうした場合、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 人材の確保についてのリスク

当社の持続的な成長及び継続的なサービスの提供にあたり、一定水準以上のスキルを有する技術者の確保 が必要となってきます。

社内でも人材育成に積極的に努めており、研修をはじめとしたシステム開発に必要な専門知識の習得を推 奨しております。

しかしながら、計画どおりに必要な人材が採用できない場合や既存技術者のスキルの向上を果たせない場合には、当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 特定人物へ依存するリスク

当社代表取締役の長田敏彦は、経営方針の策定やその実行において重要な役割を果たしております。同氏に過度に依存しない組織体制の構築を進めておりますが、不測の事態により当社における同氏の職務執行が困難となった場合は、当社の事業戦略や業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(9) 訴訟に関するリスク

当社は、法令・定款及び契約等の遵守に努めており、本発行者情報公表日現在において業績に重大な影響を及ぼす訴訟・紛争には関与しておりません。

しかしながら、当社が事業活動を行う中で、顧客から当社が提供するサービスの不備により訴訟を提起された場合には、当社の社会的信用が毀損され、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 配当について

当社では、株主に対しての利益還元に関して重要な経営課題として認識しておりますが、現時点での当社の状況としては、成長拡大期にあると考えており、経営基盤や財務体質の強化、事業拡大と積極的な事業展開のための設備投資にまずは注力を図ることで、さらなる事業拡大、及び増収を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、財政状態及び経営成績を勘案しながら株主への利益配当を検討する方針でおりますが、現時点では配当の実施、及びその時期などについては未定の状況にあります。

(11) 法的規制に関するリスク

①法的規制について

当社は、電気通信事業法に基づき、総務省に届出を行った電気通信事業者(届出番号: C-15-1165)として、同法および関連する省令等を遵守の上で事業を運営しております。現時点において、これらの法令による重大な規制強化の動きは見られておりませんが、将来的に制度改正や新たな規制が導入された場合には、当社の事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社が実施する業務委託や外注取引は、「下請代金支払遅延等防止法」などの商取引に関する法的規制の適用を受けております。これらの規制が新たに導入・強化・改正され、それに適切に対応できない場合には、当社の事業活動および業績に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、将来的に IT 関連事業者を対象とする新たな法的規制が制定された場合には、当社の業務の一部が制約を受け、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

②知的財産権について

当社が提供するサービスのシステム開発、各コンテンツ及び各提供データ、各提供情報等については、各事業部にてJ-PlatPat(特許情報プラットフォーム)を利用した調査、使用コンテンツの知的財産権に関する権利の確認、さらに必要に応じて顧問弁護士などに専門家に相談や再調査の依頼をしたり、第三者の知的財産権を侵害しないことを確認する体制を整えております。

しかしながら、当社によるシステム開発、サービス提供において、意図せず第三者の知的財産権の侵害が 生じた場合には、当社が損害賠償責任を追及されたり、商品販売を制限されたりすることで、当社の事業展 開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社が保有する知的財産権について第三者により 侵害される可能性があります。こうした場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

登録証の名 称	出願年月日 出願番号	登録年月日 登録番号	存続期間満了日	内容・特徴
情報処理装	2006年2月27日	2006年11月24日	2026年2月27日	本発明は、商品を紹介している Web ページの
置、方法及	特願 2006-051071	特許第 3883135 号		HTML を直接修正しなくとも、サーバ側で商品
びコンピュ				情報の修正や、商品の販売に伴う在庫数の減少
ータプログ				等の商品情報の変更の登録を行うだけで、Web
ラム				ページ上のショッピングカートの情報が自動で
				変更される仕組みを提供しています。
商品毎の二	2010年9月22日	2014年8月29日	2030年9月22日	本発明は、商品毎の二次元コードが印刷された
次元コード	特願 2010-212675	特許第 5601645 号		広告を携帯電話で読み取ることで、商品ページ
を利用する				にアクセスし購入手続きができるショッピング
ショッピン				カートシステムであり、生成される二次元コー
グカートシ				ドは商品毎に固有で、商品の購入にあたり端末
ステム				情報を参照し画面の表示等を適切に制御するこ
				とを特徴としています。

(12) J-Adviser との契約について

当社は、(㈱東京証券取引所が運営を行なっております証券市場 TOKYO PRO Market に上場予定です。当社では、フィリップ証券㈱を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、フィリップ証券 ㈱との間で、担当 J-Adviser 契約(以下「当該契約」といいます)を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

< J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社(以下「甲」という)が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱(以下「乙」という)は J-Adviser 契約(以下「本契約」という)を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間(以下この項において「猶予期間」という)において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る)には、2年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日(猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間内)に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度 (甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を開示するまでの間に おいて、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む)を公表 している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

- a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面。
 - (a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する 書面。
 - (b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理 を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面。

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、 公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面。

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の 報告を書面で受けた場合。

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcま

でに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合。

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日。

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)。
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済 に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁 済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る) 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日。
- ④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合。 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであ ること。
 - (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合。 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容。
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。
- ⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう) 又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する)の日。
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等。
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に 係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該 合併に際して交付する場合に限る)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券 等。
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む)についての書面による報告を受けた日)。
- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(③bの規定の適用を受ける場合

を除く)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i からviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

(7)支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場 規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合。

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不 適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるもの である場合を除く)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

①株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を㈱東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託 しないこととなることが確実となった場合。

①株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

(3)完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

④指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

①株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く)。
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は 不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式

を発行するものとして取り扱う)。

- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の 選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう)の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に 係る決議又は決定。

16全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

①株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

18株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合。

⑩反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

200その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

< J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

- 1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1ヶ月とする)を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- 2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- 3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

第37期事業年度(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は114,024千円で、前事業年度末に比べ23,309千円増加しております。現金及び預金の増加22,413千円、売掛金の増加1,845千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は 90,639 千円で、前事業年度末に比べ 28,952 千円増加しております。土地の増加 60,000 千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は73,375 千円で、前事業年度末に比べ7,017 千円増加しております。 契約負債の増加7,871 千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は 128, 354 千円で、前事業年度末に比べ 20, 124 千円増加しております。長期借入金の増加 20, 124 千円が変動要因であります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は 2,934 千円で、前事業年度末に比べ 25,820 千円増加しております。 増資により資本金が 5,054 千円増加したこと、当事業年度の当期純利益による増加 20,766 千円が変動要因で あります。

第38期中間会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)

(流動資産)

当中間会計期間における流動資産の残高は 115,073 千円で、前事業年度末に比べ 1,049 千円増加しております。現金及び預金の増加 3,520 千円、前払費用の増加 3,063 千円、仕掛品の減少 5,261 千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当中間会計期間における固定資産の残高は88,928 千円で、前事業年度末に比べ1,711 千円減少しております。建物及び構築物の減少1,619 千円、工具器具備品の減少92 千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当中間会計期間における流動負債の残高は75,753 千円で、前事業年度末に比べ2,378 千円増加しております。未払消費税等の増加3,740 千円、契約負債の減少1,758 千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当中間会計期間における固定負債の残高は 115,808 千円で、前事業年度末に比べ 12,546 千円減少しております。長期借入金の減少 12,546 千円が変動要因であります。

(純資産)

当中間会計期間における純資産の残高は12,440千円で、前事業年度末に比べ9,506千円増加しております。 当中間会計期間の中間純利益による増加9,506千円が変動要因であります。

(3)経営成績の分析

第3【事業の状況】1【業績等の概要】に記載しております。

(4) キャッシュ・フローの分析

当事業年度におけるキャッシュ・フローの概況については、「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 運転資本

上場予定日(2025年10月17日)から12か月間の運転資本は、自己資金及び借入による資金調達が可能であることから十分であると認識しております。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

「3 【対処すべき課題】」に記載しております。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第37期事業年度(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

当事業年度における設備投資の総額は60,000千円であり、主に本社社屋用の土地の取得であります。なお、当社はSaaS事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第38期中間会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)

該当事項はありません。

2【主要な設備の状況】

第37期事業年度(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

当社における主要な設備は、次の通りであります。

事業所名	設備の内容	帳簿	従業員	
(所在地)		土地(千円)	建物及び構築物(千 円)	(人)
本社 (静岡県駿東郡清水町)	本社	60,000	29, 368	24

(注) 1. 当社の事業セグメントは、SaaS 事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

第38期中間会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)

当社における主要な設備は、次の通りであります。

事業所名		帳網	等価格	従業員
(所在地)	設備の内容	土地(千円)	建物及び構築物(千 円)	(人)
本社 (静岡県駿東郡清水町)	本社	60,000	27, 749	24

(注) 1. 当社の事業セグメントは、SaaS 事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等 該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等 該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名 の別、額面・ 無額面の別及 び種類	発行可能 株式総数 (株)	未発行株式数 (株)	事業年度末 現在発行数 (株) (2024年12 月31日)	公表日現 在発行数 (株) (2025 年 9 月 11 日)	上場金融商品 取引所名又は 登録認可金融 商品取引業協 会名	内容
普通株式	720, 000	540, 000	900	180, 000	非上場	単元株式数 100 株
計	720, 000	540, 000	900	180, 000	_	_

(注) 1. 2025 年 7 月 15 日開催の株主総会決議により、2025 年 7 月 16 日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は 710,000 株増加し、720,000 株となっております。 2025 年 7 月 15 日開催の株主総会決議により、2025 年 7 月 16 日付で普通株式 1 株を 200 株に分割しております。これにより株式数は 179,100 株増加し、18 万株となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権(2024年12月25日臨時株主総会決議)

	最近事業年度末現在 (2024年12月31日)	公表日の前月末現在 (2025年8月31日)
新株予約権の数(個)	75	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	75(注)1	15,000

新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,108(注) 2	51.00
新株予約権の行使期間	付与決議の日後2年を経過した 日から付与決議の日後10年を経 過する日までの期間	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,108 資本組入額 5,054	発行価格 51.00 資本組入額 26.00
新株予約権の行使の条件	① 新林の後め 株の後め 株の後め 株の後め 株の後め 株の後め 株の後め 株の後め 株	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新休子が催せ譲渡するには取 締役会の承認を要するものとし ます。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	_	_

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

 調整後 行使価額
 =
 調整前 行使価額
 × 既発行 株式数
 + 新規発行株式数 または処分株式数
 × 1株当たり払込金額 または処分価額

 既発行株式数
 + 新規発行株式数または処分株式数

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 1 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

- 3. 2025 年7月 15 日開催株主総会決議により、2025 年7月 16 日付で普通株式1株を 200 株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- (3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年12月25日 (注) 1.	500	900	5, 054	25, 054	_	-
2025年7月15日 (注) 2.	179, 100	180, 000	_	25, 054	_	_

(注)1. 有償第三者割当

割当先 長田敏彦

発行価格 10,108円

資本組入額 10,108円

割当先 株式会社ジェネシス

発行価格 10,108円 資本組入額 10,108円

2. 2025 年 7 月 15 日開催の株主総会決議により、2025 年 7 月 16 日付で普通株式 1 株を 200 株に分割しております。これにより株式数は 179,100 株増加し、180,000 株となっております。

(6)【所有者別状況】

2025年8月31日現在

	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満	
区分	政府及び		金融商品	その他の	外国治	去人等	個人	⇒ 1.	株式の状 況	
	地方公共 団体	金融機関	取引業者	法人	個人以外	個人	その他	計	(株)	
株主数(人)	_	-	-	1	_	-	2	3	_	
所有株式数(単元)	_	-	-	1, 438	_	-	362	1,800	_	
所有株式数の割合 (%)	_	-	-	80	_	-	20	100	_	

⁽注) 2025 年 7 月 16 日付で普通株式 1 株を 200 株に分割しております。また、2025 年 7 月 15 日付で定款変更を行い、100 株を 1 単元とする単元株制度を導入しております。

(7)【大株主の状況】

「第三部【株式公開情報】 第3【株主の状況】」に記載のとおりであります。

(8)【議決権の状況】

①【発行済株式】

2025年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 180,000	1,800	権利内容に何ら限定の ない、当社における標準となる株式であり、 単元株式数は100株であります。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	180, 000	-	-
総株主の議決権	-	1,800	-

- (注) 1. 2025 年 7 月 15 日開催の株主総会決議により、2025 年 7 月 16 日付で普通株式 1 株を 200 株に分割を行っており、完全議決権株式数 (その他)及び発行済株式総数の株式数はそれぞれ 180,000 株となっております。
 - 2. 2025年7月15日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権(2024年12月25日臨時株主総会決議)

決議年月日	2024年12月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3名、従業員10名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数 (株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

- (1)【株主総会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (2)【取締役会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】 該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】 該当事項はありません。

3【配当政策】

当社では株主に対する利益還元を経営上の重要政策として認識し、業績の状況及び中長期的な財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

当社は、期末配当による年1回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、株主総会であります。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存でありますが、当面は経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために、配当は最低限に抑え、内部留保の充実を優先にしたいと考えております。

4【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

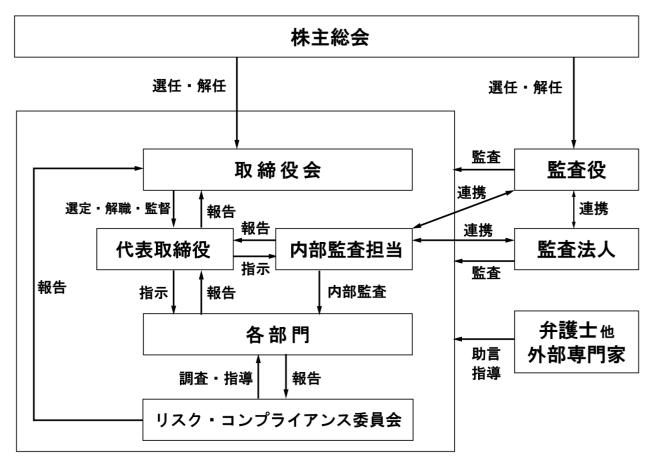
5【役員の状況】

男性5名 女性0名 (役員のうち女性の比率 0%)

	/			,				
役名	職名	氏名	生年月日		略歴	任期	報酬	所有 株式数 (株)
代表取締役	社長	長田 敏彦	1970年 7月3日生	1994年4月 1995年4月 2003年2月 2014年3月 2024年3月	株式会社加藤工務店入社 当社 入社 取締役就任 当社 代表取締役就任(現任) 有限会社長田電工(現 有限会社ユハリア) 代表取締役就任(現任) 株式会社ジェネシス 代表取締役就任(現任)	(注) 1	(注) 3	36, 000
取締役	管理 部長	中松 悟	1982年 3月9日生	2004年4月 2007年4月 2011年4月 2020年1月 2024年6月 2025年1月	株式会社シーテック入社 ジュパニアス株式会社入社 当社入社 当社 執行役員就任 当社 取締役就任 当社 取締役管理部長就任(現任)	(注) 1	(注) 3	-
取締役		瀬川 智広	1985年 1月8日生	2007年4月 2021年1月 2024年6月	当社 入社 当社 執行役員就任 当社 取締役就任(現任)	(注) 1	(注) 3	
取締役		福井 隆一 (注) 5	1965年 1月17日生	1989年4月 1997年3月 1998年9月 2004年11月 2010年12月 2015年2月 2015年7月 2016年10月 2022年9月 2023年1月 2023年5月 2024年6月	日本アセアン投資株式会社(現 日本アジア投資株式会社)入社 日本ベンチャーキャピタル株式会社入社 日本アジア投資株式会社入社 ドイツテレコム株式会社入社 株式会社リアル・フリート(現 amadana株式会社)取締役CFO就任 株式会社シグリード 入社 株式会社・シグリード 入社 株式会社・サンケイビルウェルケア入社 サイバーエリアリサーチ株式会社(現:株式会社Geolocation Technology)取締役就任 株式会社コニバーサル 取締役就任(現任) 株式会社コンフィデンス 取締役就任(現任)	(注) 1	(注) 3	-
監查役		長田 広幸 (注) 6	1980年 8月27日生	2010年12月 2012年4月 2013年5月 2014年5月 2016年9月 2025年3月	杉山仁税理士事務所入社 葵税理士法人入社 税理士法人HOP入社 長田広幸税理士事務所開業(開業税理士)(現任) 芹澤光春税理士事務所入社(所属税理士) 当社 社外監查役就任(現任)	(注) 2	(注) 3	-
								36,000

- (注) 1. 取締役の任期は、2025年7月15日開催の臨時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
 - 2. 監査役の任期は、2025年7月15日開催の臨時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
 - 3. 2024年12月期における役員報酬の総額は29,406千円を支給しております。
 - 4. 2025年7月15日開催の株主総会決議により、2025年7月16日付で普通株式1株を200株に分割しております。
 - 5. 福井隆一氏は、会社法第2条第15項に定める社外取締役であります。
 - 6. 長田広幸氏は、会社法第2条第16項に定める社外監査役であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】



(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は「インターネットサービスと成長する喜びを、ともに。」という理念のもと、株主、顧客、従業員、 取引先等の利害関係者の信頼を得られるよう、企業活の持続的な向上を目指し、常にコーポレート・ガバナ ンスの強化に努め、法令を遵守し、透明性の高い経営を行ってまいります。

②会社の機関の内容

イ. 取締役会

当社の取締役会は、4名の取締役(うち社外取締役1名)で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。 なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

口. 監査役

当社は監査役制度を採用しており、1名で構成されております。

監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ. 会計監査

当社は、オリエント監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価

証券上場規程の特例」第 110 条第 5 項の規定に基づき監査を受けております。なお 2024 年 12 月期において監査を執行した公認会計士は神戸宏明氏、吉田岳仙氏の 2 名であり、いずれも継続監査年数は 7 年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士 1 名その他 1 名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

ニ. リスク・コンプライアンス委員会

当社は、リスクマネジメント規程に基づき、リスク管理、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持するために、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。リスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役を委員長とし、リスク・コンプライアンス委員会が必要と認めて参加を要請した者で構成されております。当社のコンプライアンス全般について責任を有しており、また、当社のリスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化に関して責任を有しております。

③内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、管理部が主管部署として事業部を監査しております。つぎに管理部の監査は事業部が 実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部 監査担当者より、代表取締役に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥社外取締役及び社外監査役の状況

当社の社外取締役は1名及び社外監査役は1名を選任しております。社外取締役は、社内取締役に対する監督、見識に基づく経営への助言を通じ、取締役会の透明性を担っており、また社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。

社外取締役福井隆一氏は、当社新株予約権を1,000 個(新株予約権の目的となる株式の数1,000 株)保有しております。また、当社との間にはそれ以外の人的関係、資本的関係、又は、取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役長田広幸氏は、代表取締役の長田敏彦氏と同一の氏ですが、偶然の一致であり、血縁関係はございません。

社外監査役長田広幸氏は、当社との間には人的関係、資本的関係、または、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報西	州等の種類別の約 (千円)	総額	対象となる 役員の員数 (人)
	(117)	基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役(社外取締役を除く)	28, 326	28, 326	_	_	3
監査役(社外監査役を除く)	_	-	_	-	_
社外役員	1, 080	1,080	_	ı	2

⑧取締役及び監査役の定数

当社の取締役は10名以内、監査役は4名以内とする旨を定款で定めております。

⑨取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が 出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第 309 条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪自己の株式の取得

当社は、会社法第 165 条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

(12)中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第 454 条第 5 項の定めに基づき、当会社は、取締役会の決議によって毎年 6 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(3)取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠った取締役(取締役であったものを含む)及び監査役(監査役であったものを含む)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

(4)社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第 427 条第1項の規定に基づき、同法第 423 条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

①株式の保有状況

該当事項はありません。

(2)【監査報酬の内容等】

①【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事	業年度
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
発行者	6, 000	_

②【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度)

該当事項はありません。

③【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度)

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

- 1 財務諸表の作成方法について
- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号) に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」 第 110 条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しております。
- 2 中間財務諸表の作成方法について
- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
 - また、当社の中間財務諸表は、第1種中間財務諸表であります。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」 第 110 条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しております。
- 3 監査証明について
- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 110 条第 5 項の規定に基づき、当事業年度(2024年1月1日から2024年12月31日まで)の財務諸表について、 オリエント監査法人により監査を受けております。
- (2) 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 110 条第 5 項の規定に基づき、第 38 期中間会計期間(2025 年 1 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日まで)の中間財務諸表についてオリエント監査法人の期中レビューを受けております。
- 4 連結財務諸表及び中間連結財務諸表について
 - 当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

	前事業年度	当事業年度
	(2023年12月31日)	(2024年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	74, 260	96, 673
売掛金	9, 380	11, 225
仕掛品	-	5, 261
前払費用	-	799
短期貸付金	6, 765	-
その他	309	64
流動資産合計	90, 715	114, 024
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	32, 661	29, 368
車両運搬具	1,318	-
工具器具備品	714	428
土地	-	60,000
有形固定資産合計	※ 1 34, 695	※ 1 89, 797
無形固定資産		
その他	197	197
無形固定資産合計	197	197
投資その他の資産		
保険積立金	26, 096	-
繰延税金資産	-	634
その他	698	10
投資その他の資産合計	26, 795	644
固定資産合計	61, 687	90, 639
資産合計	152, 403	204, 664

		(単位:千円
	前事業年度	当事業年度
	(2023年12月31日)	(2024年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	146	662
1年以内返済予定の長期借入金	24, 244	26, 536
未払金	3, 871	2, 485
未払費用	7, 243	7, 471
未払法人税等	182	182
未払消費税等	1,778	230
契約負債	27, 063	34, 934
預り金	2, 529	870
流動負債合計	67, 058	73, 375
固定負債		
長期借入金	108, 230	128, 354
固定負債合計	108, 230	128, 354
負債合計	175, 288	201, 729
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,000	25, 054
利益剰余金		
利益準備金	450	450
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	$\triangle 43,335$	$\triangle 22,569$
利益剰余金合計	<u>△</u> 42, 885	△22, 119
株主資本合計	△22, 885	2, 934
純資産合計	△22, 885	2, 934
負債純資産合計	152, 403	204, 664

【中間貸借対照表】

	(中位・111)
	当中間会計期間
	(2025年6月30日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	100, 193
売掛金	10, 775
前払費用	3, 862
その他	241
流動資産合計	115, 073
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物	27, 749
工具器具備品	336
土地	60,000
有形固定資産合計	88, 086
無形固定資産	
その他	197
無形固定資産合計	197
投資その他の資産	
繰延税金資産	634
その他	10
投資その他の資産合計	644
固定資産合計	88, 928
資産合計	204, 002

115,808

191, 561

25, 054

当中間会計期間 (2025年6月30日) 負債の部 流動負債 買掛金 185 1年以内返済予定の長期借入金 25, 092 未払金 3,664 未払費用 8,648 未払法人税等 91 未払消費税等 3,970 契約負債 33, 176 預り金 923 流動負債合計 75, 753 固定負債 長期借入金 115,808

純資産の部

負債合計

株主資本

資本金

固定負債合計

利益剰余金
利益準備金 450
その他利益剰余金
繰越利益剰余金
和益剰余金 △13,063
利益剰余金合計 △12,613
株主資本合計 12,440

②【損益計算書】

				(1	単位:十円)
	前事業	美年度		当事業年度	Ę
	(自 2023年	三1月1日	(自	2024年1月	1日
	至 2023年	F12月31日)	至	2024年12	月 31 日)
売上高		153, 764			172, 787
売上原価		18, 158			26, 244
売上総利益		135, 605			146, 542
販売費及び一般管理費	*	2 139, 872		※ 2	141, 657
営業利益又は営業損失(△)		△4, 266			4, 885
営業外収益					
受取家賃		2, 181			1,872
保険解約益		_			14, 857
受取利息		0			3
受取配当金		0			0
雑収入		165			79
営業外収益合計		2, 347			16, 814
営業外費用					
支払利息		1, 390			1, 737
営業外費用合計		1, 390			1, 737
経常利益又は経常損失(△)		△3, 308			19, 962
特別利益					
固定資産売却益		_			350
特別利益合計		_			350
特別損失					
固定資産除却損		9, 722			_
投資有価証券売却損		3, 102			_
特別損失合計		12, 824			_
脱引前当期純利益又は税引前当期純損失(△) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		△16, 133			20, 313
法人税、住民税及び事業税		182			182
法人税等調整額		_			△634
当期純利益又は当期純損失(△)		△16, 315			20, 766
•					

【中間損益計算書】

	(単位:干円)
	当中間会計期間
	(自 2025年1月1日
	至 2025年6月30日)
売上高	92, 479
売上原価	15, 644
売上総利益	76, 835
販売費及び一般管理費	※ 67, 261
営業利益	9, 573
営業外収益	
受取家賃	981
受取利息	16
受取配当金	0
雑収入	9
営業外収益合計	1,008
営業外費用	
支払利息	984
営業外費用合計	984
経常利益	9, 597
税引前中間純利益	9, 597
法人税、住民税及び事業税	91
法人税等調整額	
中間純利益	9, 506
	-

【売上原価明細書】

		前事業年度	Ę	当事業年度	Ę.
	>>-=-	(自 2023年1	月1日	(自 2024年1	月1日
区分	注記	至 2023年12月	31 日)	至 2024年12月	31 目)
	番号	金額(千円)	構成比	金額(千円)	構成比
		7万48(111)	(%)	2万世代(111)	(%)
I 労務費		1, 288	7. 1	4, 883	15. 5
Ⅱ 経費	※ 1	16, 870	92. 9	26, 622	84. 5
当期発生費用		18, 158	100. 0	31, 505	100.0
期首仕掛品棚卸高		_		_	
合計		18, 158		31, 505	
期末仕掛品棚卸高		_		5, 261	
当期売上原価		18, 158		26, 244	

※1 主な内訳は次のとおりです。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
ドメイン費	4, 508	6, 182
クラウド利用料	11, 017	11, 287
ライセンス料	1, 345	943
外注費	0	8, 208

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、受託開発サービスについては個別原価計算を用いております。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位:千円)

	利益剰余金					
	資本金	である。 その他 利益剰余金 利益準備金		利益剰余金合計	株主資本合計	純資産合計
		小一一一一	繰越利益剰余金	州金州 宋宝百司		
当期首残高	20, 000	450	△27, 019	△26, 569	△6, 569	△6, 569
当期変動額						
当期純利益			△16, 315	△16, 315	△16, 315	△16, 315
当期変動額合計	_	_	△16, 315	△16, 315	△16, 315	△16, 315
当期末残高	20, 000	450	△43, 335	△42, 885	△22, 885	△22, 885

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

	株主資本						
			利益剰余金				
	資本金		その他 利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計	純資産合計	
		利益準備金	繰越利益剰余金	州並利求立口 司			
当期首残高	20, 000	450	△43, 335	△42, 885	△22, 885	△22, 885	
当期変動額							
新株の発行	5, 054				5, 054	5, 054	
当期純利益			20, 766	20, 766	20, 766	20, 766	
当期変動額合計	5, 054	_	20, 766	20, 766	25, 820	25, 820	
当期末残高	25, 054	450	△22, 569	△22, 119	2, 934	2, 934	

				(単位:1百)
		前事業年度		当事業年度
	(自	2023年1月1日	(自	2024年1月1日
	至	2023年12月31日)	至	2024年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期純利益又は税引前当期純損失		∧ 1 <i>6</i> , 199		20. 219
(\triangle)		△16, 133		20, 31
減価償却費		4, 381		3, 798
固定資産売却益		-		△35
固定資産除却損		9, 722		
受取利息及び受取配当金		0		\triangle :
支払利息		1, 390		1, 73
保険解約益		-		△14, 85°
投資有価証券売却損		3, 102		-
売上債権の増減額 (△は増加)		△2, 142		△1,84
棚卸資産の増減額(△は増加)		_		△5, 26
仕入債務の増減額(△は減少)		146		51
未払消費税等の増減額(△は減少)		△612		$\triangle 1,54$
前払費用の増減額(△は増加)		150		△79
未収入金の増減額(△は増加)		△60		27
その他資産の増減額 (△は増加)		_		65
契約負債の増減額(△は減少)		1,660		7, 87
未払費用の増減額(△は減少)		3, 891		22
未払金の増減額(△は減少)		3, 871		△1, 38
その他負債の増減額 (△は減少)		△1,820		$\triangle 1,65$
小計		7, 546		7, 68
利息及び配当金の受取額		0		
利息の支払額		△1, 390		△1, 73
法人税等の支払額				<u> </u>
営業活動によるキャッシュ・フロー		5, 974		5, 77
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得による支出		△1, 605		△60, 00
有形固定資産の売却による収入		-		1, 45
保険積立金の積立による支出		△905		△19
保険積立金の取崩しによる収入		_		41, 14
投資有価証券の取得による支出		△10		
投資有価証券の売却による収入		1, 897		-
短期貸付金の増減		3, 195		6, 76
投資活動によるキャッシュ・フロー		2, 572		△10, 83

	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年1月1日	(自 2024年1月1日
	至 2023年12月31日)	至 2024年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金による収入	60,000	50,000
長期借入金の返済による支出	△39, 700	△27, 584
新株発行による収入	_	5, 054
財務活動によるキャッシュ・フロー	20, 300	27, 470
現金及び現金同等物に係る換算差額		
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	28, 847	22, 413
現金及び現金同等物の期首残高	45, 413	74, 260
現金及び現金同等物の期末残高	74, 260	96, 673

当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー 税引前中間純利益	
我 可 競力開始和 光	
作だり、日川十二川市也不り金	9, 597
減価償却費	1,711
受取利息及び受取配当金	△16
支払利息	984
売上債権の増減額(△は増加)	449
棚卸資産の増減額(△は増加)	5, 261
仕入債務の増減額(△は減少)	△477
未払消費税等の増減額(△は減少)	3, 739
前払費用の増減額(△は増加)	$\triangle 3,063$
未収入金の増減額(△は増加)	△118
その他資産の増減額 (△は増加)	△58
契約負債の増減額 (△は減少)	△1, 758
未払費用の増減額(△は減少)	1, 177
未払金の増減額(△は減少)	1, 178
その他負債の増減額 (△は減少)	53
小計	18,660
利息及び配当金の受取額	16
利息の支払額	△984
法人税等の支払額	△182
営業活動によるキャッシュ・フロー	17, 510
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△13, 990
財務活動によるキャッシュ・フロー	△13, 990
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	3, 520
現金及び現金同等物の期首残高	96, 673
現金及び現金同等物の中間期末残高	100, 193

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1996年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物10年~22年車両運搬具6年工具器具備品5年

- 3. 収益及び費用の計上基準
 - (1) SaaS サービス

当社はクラウド型アプリケーションサービス(SaaS)を主たる事業としており、各種サービスを提供しております。収益の認識については、利用者との契約に基づき、サービス提供期間にわたり均等に売上を計上する方法を採用しております。なお、導入支援・初期設定等の初期費用については、当該業務の完了時点において、その対価を一括して売上として認識しております。

(2) ポータルサイト運営

ポータルサイト事業においては、自社ポータルサイトにおいて Google 等のアドネットワークを活用した広告を掲載しており、当該アドネットワークから支払われる広告収益を主な収益としています。 広告収益については、アドネットワーク運営会社より支払われる報酬額が確定した時点で売上として計上しております。

(3) 受託開発サービス

受託開発サービス事業においては、顧客の要件に基づくシステム・ソフトウェア等の受託開発を行っており、当該開発業務に関する売上は、原則として契約に基づく成果物の納品および顧客の検収完了時点で売上を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	_	634

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
- 算出方法

当社は、一時差異等のスケジューリングの結果、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

② 主要な仮定

収益力に基づく将来の課税所得の十分性を判断するにあたっては、過年度実績を基に、策定時に入 手可能な情報、事業環境を考慮して決定された売上高、売上原価、販売費及び一般管理費の将来予測 を含んだ事業計画を基礎としております。売上高の将来予測は、主要サービスのSaaSサービスにおける既存顧客との契約継続性(解約可能性の検討を含む)や、新規顧客獲得目標といった一定の仮定に基づき算出しております。また、売上原価、販売費及び一般管理費の将来予測は、過年度実績を元に一定の仮定に基づき算出しております。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

見積りの基礎となる事業計画の主要な仮定は不確実性が高く、実際の経営環境や損益の状況が一定 の仮定と大きく乖離した場合、将来の繰延税金資産の計上額が変動し、税金費用に影響を与える可能 性があります。

(未適用の会計基準等)

- (リースに関する会計基準等)
 - ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
 - ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等
 - (1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS 第 16 号の単一の会計処理モデルを基盤とするものの、IFRS 第 16 号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS 第 16 号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS 第 16 号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等による影響

「リースに関する会計基準」等の適用により財務諸表に与える影響額については、現時点では評価 中であります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

前事業年度 (2023年12月31日) 当事業年度 (2024年12月31日)

有形固定資産の減価償却累計額

32,315千円

33,771千円

(損益計算書関係)

%2 販売費に属する費目のおおよその割合は前事業年度 4%、当事業年度 2%、一般管理費に属するおおよその割合は前事業年度 96%、当事業年度 98%であります。

前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) 当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

給料手当 85,274千円 84,603千円

法定福利費	11, 998	12, 205
広告宣伝費	4, 667	2, 400
地代家賃	7, 143	3, 040
支払報酬料	2, 133	16, 718
減価償却費	4, 381	3, 798

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	1 1200000 1120000 1040	4 , , ,		
	当事業年度	当事業年度	当事業年度	当事業年末
	期首株式数(株)	増加株式数(株)	減少株式数(株)	株式数(株)
発行済株式				
普通株式	400	_	_	400
合計	400	_	_	400

- 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。
- 3. 新株予約権に関する事項 該当事項はありません。
- 4. 配当に関する事項 該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	400	500	_	900
合計	400	500	_	900

- (注) 普通株式の発行済株式総数の増加 500 株は、2024 年 12 月 25 日の第三者割当による新株の発行に伴う増加であります。
- 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。
- 3. 新株予約権に関する事項

		新株予約権の目的	新株予約村	権の目的と	なる株式の	数(株)	当事業年度	
区分	新株予約権の内訳	となる株式の種類	当事業年度	当事業年	当事業年	当事業年	末残高	
		となる体式の種類	こっよう小小工への川里対	期首	度増加	度減少	度末	(千円)
提出会社	ストック・オプション		_		_			
1定山云江	としての新株予約権	ı		ı		-	-	
	合計	-	-	-	ı	-	-	

4. 配当に関する事項 該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

現金及び預金勘定	74,260 千円	96,673 千円
現金及び現金同等物	74, 260	96, 673

(金融商品関係)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

- (3)金融商品に係るリスク管理体制
 - ① 信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

営業債権は売掛金等については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングを行い、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。 特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

- ② 市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理 該当事項はありません。
- ③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 買掛金及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などに より流動性リスクを管理しております。
- (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されること、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

前事業年度 (2023年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(1年以内返済予定を含む)	132, 474	132, 480	△6
負債計	132, 474	132, 480	△6

当事業年度(2024年12月31日)

	貸借対照表計上額	時価	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
長期借入金(1年以内返済予定を含む)	154, 890	154, 676	214

負債計	154, 890	154, 676	214

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時

価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算

定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれ ぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価で貸借対照表に計上している金融商品 該当事項はありません。
- ② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2023年12月31日)

(単位:千円)

ロハ	時価					
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
長期借入金	_	132, 480	_	132, 480		
負債計	_	132, 480	_	132, 480		

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

・長期借入金(1年以内返済予定長期借入金を含む)

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度 (2024年12月31日)

(単位:千円)

区分	時価				
四	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
長期借入金	_	154, 676	_	154, 676	
負債計	_	154, 676	_	154, 676	

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

・長期借入金(1年以内返済予定長期借入金を含む)

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によって算 定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	74, 260			_
売掛金	9, 380	_	_	_
合計	83, 640	_	_	_

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	96, 673	_	_	_
売掛金	11, 225	_	_	_
合計	107, 898	_	_	_

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

133 7/4 1/2 (1)	1 - 2 - 1.		1-/1 01 11/			
	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金 (1年以内返済予定を含 む)	24, 244	19, 516	18, 072	18, 072	18, 458	34, 112
合計	24, 244	19, 516	18, 072	18, 072	18, 458	34, 112

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金 (1年以内返済予定を含 む)	26, 536	25, 092	25, 092	25, 478	21, 972	30, 720
合計	26, 536	25, 092	25, 092	25, 478	21, 972	30, 720

(ストック・オプション等関係)

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名 前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は 0 円であるため、費用計上はしておりません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1)ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権		
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3名 従業員 10名		
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 75株		
付与日	2024年12月25日		
権利確定条件	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。		
対象勤務期間	勤続年数7年を超えて在任又は在職		
権利行使期間	付与決議の日後2年を経過した日から付与決議の日後10年を経 する日までの期間		

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2024年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第1回新株予約権		
権利確定前 (株)			
前事業年度末	_		
付与	_		
失効	_		
権利確定	_		
未確定残	_		
権利確定後 (株)	_		
前事業年度末			
権利確定	_		
権利行使	_		
失効	_		
未行使残	75		

② 単価情報

	第1回新株予約権		
権利行使価額 (円)	10, 108		
行使時平均株価 (円)	_		
付与日における公正な評価単価(円)	10, 108		

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

第1回新株予約権を付与した日時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単位の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。単位当たりの本源的価値の算定の基礎となる自社の株式価値は、修正純資産簿価法より算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積は困難であるため、実績の失効数のみを反映される方法を採用しております。

- 5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的 価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的 価値の合計額
 - (1)当事業年度末における本源的価値の合計額

一千円

(2)当事業年度において権利行使されたストック・オプションの

権利行使日における本源的価値の合計額

一千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度 (自 2023年1月1日 当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2023年12月31日) 至 2024年12月31日) 繰延税金資産 税務上の繰越欠損金(注) 7,060千円 10,317千円 繰延税金資産小計 7,060 10, 317 7,060 税務上の繰越欠損金の係る評価性引当額(注) 9,682 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 7,060 評価性引当額小計 9,682 繰延税金資産合計 634 繰延税金負債 繰延税金負債合計 繰延税金資産純額 634

(注) 税務上の繰越欠損金及び繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2023年12月31日)

	1年	1 年超	2 年超	3 年超	4年超		
	以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	5 年超	合計
税務上の繰越欠損金 ※1	-	-	-	-	-	7, 060	7, 060
評価性引当額	-	-	-	-	-	△7, 060	△7, 060
繰延税金資産	_	-	-	_	-	-	_

- ※1. 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
- ※2. 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、将来の課税所得が見込まれることから一部を回収可能と 判断しております。

当事業年度(2024年12月31日)

	1年	1年超	2 年超	3 年超	4年超		
	以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 ※1	-	_	_	_	2, 114	8, 203	10, 317
評価性引当額	_	-	-	-	△1, 479	△8, 203	△9, 682
繰延税金資産	_	-	-	_	634	_	634

- ※1. 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
- ※2. 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、将来の課税所得が見込まれることから一部を回収可能と 判断しております。
 - 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度	当事業年度
	(2023年12月31日)	(2024年12月31日)
法定実効税率	-	34.6%
(調整)		

住民税均等割	-	0.6
中小法人等の軽減税率	-	△3. 6
評価性引当額の増加	-	△47. 7
税務上の収益認識差額	-	13. 4
所得税額控除	-	0.0
その他	-	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	△2. 2

前事業年度は、税引前当期純損失であるため記載を省略しております。

3. 決算日後の法人税等の税率変更に係る事項

2025年3月31日に、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が公布され、2026年4月1日 以降開始する連結会計年度より防衛特別法人税が創設されることとなりました。これに伴い、2027年3月1日から開始する連結会計年度以降において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が34.6%から35.4%に変更されますが、当事業年度末における一時差異等を基礎として再計算した場合の影響額は軽微であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年1月1日	(自 2024年1月1日
	至 2023年12月31日)	至 2024年12月31日)
SaaS サービス	136, 410	148, 116
ポータルサイト運営サービス	13, 675	8, 145
受託開発サービス	3, 678	16, 525
顧客との契約から生じる収益合計	153, 764	172, 787

- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 「重要な会計方針」の「3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。 なお、代金は取引先との契約に基づき、SaaS サービスは概ね3ヵ月以内に回収しております。
- 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
- ① 契約資産及び契約負債の残高等

	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年1月1日	(自 2024年1月1日
	至 2023年12月31日)	至 2024年12月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	7, 237	9, 380
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	9, 380	11, 225
契約負債(期首残高)	25, 402	27, 063
契約負債(期末残高)	27, 063	34, 934

契約負債は、各サービスにかかる利用契約の支払条件に基づき顧客から受け取ったサービス利用 料に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

前事業年度の期首現在の契約負債残高のうち、全額を前事業年度の収益として認識しております。当事業年度の期首現在の契約負債残高のうち、全額を当事業年度の収益として認識しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約が1年以内の契約のため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、SaaS 事業を主体に行っており、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	SaaS サービス	ポータルサイト運 営サービス	受託開発 サービス	合計
外部顧客への 売上高	136, 410	13, 675	3, 678	153, 764

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、 記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

売上高の10%を超える相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	SaaS サービス	ポータルサイト運 営サービス	受託開発 サービス	合計
外部顧客への 売上高	148, 116	8, 145	16, 525	172, 787

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、 記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

売上高の10%を超える相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】 該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 関連当事者との取引 財務諸表提出会社と関連当事者の取引 該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び	長田敏彦	-	-	当社	直接 20.0	-	社屋用土地の	60,000	-	_
主要株主				代表取締役			購入(注)			
役員及び	長田敏彦		_	当社	直接 20.0		短期貸付金の	6, 765	_	_
主要株主	及田敷廖			代表取締役	回按 20.0		回収	0, 705		

(注) 購入金額の算出にあたっては、近隣土地の実勢相場に基づく価格評価および固定資産課税評価額に基づく価格評価の二つの手法を用いて検討を行いました。当該価格は、第三者間における通常の取引条件と比較しても妥当であり、客観的かつ適正な範囲にあると判断しております。

(1株当たり情報)

前事業年度		当事業年度	
(自 2023年1月1日		(自 2024年1月1日	
至 2023年12月31日)		至 2024年12月31日)	
1株当たり純資産額	△286.07 円	1株当たり純資産額	16.30円
1株当たり当期純損失(△)	△203.95 円	1株当たり当期純利益	235.09 円

- (注) 1. 2025 年 7 月 15 日開催の株主総会決議に基づき、2025 年 7 月 16 日付で普通株式 1 株につき 200 株の株式分割を行いましたが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失を算定しております。
 - 2. 潜在株式調整後1 株当り当期純利益については、前事業年度は1 株当たり当期純損失であり潜在株式が存在しないため、当事業年度は潜在株式が存在するものの当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
 - 3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年1月1日	(自 2024年1月1日
	至 2023年12月31日)	至 2024年12月31日)
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△16, 315	20, 766
普通株主に帰属しない金額(千円)	_	_
普通株式に係る当期純利益又は当期純	△16, 315	20, 766
損失(△) (千円)		

期中平均株式数(株)	80, 000	88, 333
希薄化効果を有しないため、潜在株式		新株予約権1種類(新株予約権の株式
調整後1株当たり当期純利益の算定に		数 75 株)。詳細は「第5【発行者の状
含めなかった潜在株式の概要	_	況】1【株式等の状況】(2)【新株予
		約権等の状況】」に記載のとおりであ
		ります。

(重要な後発事象)

1. 株式分割及び単元株制度の採用について

2025年7月15日開催の株主総会決議に基づき、2025年7月16日付で、以下のとおり株式分割を行っております。また、同日付をもって単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(1)株式分割及び単元株制度導入の目的

株式単位当たりの金額の引下げを行うことで株式の流動性を高めることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元制度の採用を行います。

(2)株式分割の概要

①分割の方法

2025年7月16日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき200株の割合をもって分割いたしました。

②株式分割による増加株式数

普通株式 179,100 株

③株式分割後の発行済株式総数

普通株式 180,000 株

④株式分割後の発行可能株式総数

普通株式 720,000 株

⑤株式分割の効力発生日

2025年7月16日

なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、 これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(3)単元株制度の採用

普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(中間財務諸表作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、計上しております。

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

給料手当	43,051千円
法定福利費	6,606
広告宣伝費	1, 115
地代家賃	510
支払報酬料	5, 070
減価償却費	1,711

(株主資本等関係)

当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

1. 配当に関する事項 該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高は、中間貸借対照表の現金及び預金勘定の残高と一致しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、SaaS 事業を主体に行っており、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、SaaS事業を主体とした単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下の通りであります。

	当中間会計期間
	(自 2025年1月1日
	至 2025年6月30日)
SaaS サービス	76, 545
ポータルサイト運営サービス	1, 243
受託開発サービス	14, 690
顧客との契約から生じる収益合計	92, 479

(1株当たり情報)

当中間会計期間	
(自 2025年1月1日	
至 2025年6月30日)	
1株当たり純資産額	69.12 円
1株当たり中間純利益	52.81 円

- (注) 1. 2025年7月15日開催の株主総会決議に基づき、2025年7月16日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行いましたが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間純利益を算定しております。
 - 2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

-	
	当中間会計期間
	(自 2025年1月1日
	至 2025年6月30日)
中間純利益(千円)	9, 506
普通株主に帰属しない金額(千円)	_
普通株式に係る中間純利益(千円)	9, 506
期中平均株式数(株)	180,000

(重要な後発事象)

1. 株式分割及び単元株制度の採用について

2025年7月15日開催の株主総会決議に基づき、2025年7月16日付で、以下のとおり株式分割を行っております。また、同日付をもって単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(1)株式分割及び単元株制度導入の目的

株式単位当たりの金額の引下げを行うことで株式の流動性を高めることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元制度の採用を行います。

(2)株式分割の概要

①分割の方法

2025年7月16日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき200株の割合をもって分割いたしました。

②株式分割による増加株式数

普通株式 179,100 株

③株式分割後の発行済株式総数

普通株式 180,000 株

④株式分割後の発行可能株式総数

普通株式 720,000 株

⑤株式分割の効力発生日

2025年7月16日

なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、 これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(3)単元株制度の採用

普通株式の単元株式数を100株といたしました。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の 種類	当期首残 高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
建物及び構築 物	62, 160	_	_	62, 160	32, 791	3, 293	29, 368
工具器具備品	1, 408	_		1, 408	979	285	428
車両運搬具	3, 441	_	3, 441			219	_
土地	_	60,000		60,000			60,000
有形固定資産 合計	67, 010	60,000	3, 441	123, 568	33, 771	3, 798	89, 797
その他	197	_		197			197
無形固定資産 合計	197	_	_	197	_	_	197

⁽注) 1. 当期増加額の主な内容は以下のとおりであります。

・土地: 社屋用土地の購入 60,000 千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円) 当期末残高 (千円) (千円)		平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定 の長期借入金	24, 244	26, 536	1. 286	_
長期借入金 (1年以内に返済予 定のものを除く)	108, 230	128, 354	1. 454	2026年~2030年
合計	132, 474	154, 890	_	_

⁽注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の決算日後5年間の返済予定額は以下の通りであります。

区分	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
長期借入金	25, 092	25, 092	25, 478	21, 972

(2)【主な資産及び負債の内容】

1 流動資産

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	_
預金	
当座預金	50, 511
普通預金	46, 162
小計	96, 673
合計	96, 673

② 売掛金

相手先	金額(千円)
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	4, 633
Apple inc	1, 515
その他	5, 077
合計	11, 225

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{\text{(C)}}{\text{(A) + (B)}} \times 100$	(A) + (D) 2 (B) 366
9, 380	11, 225	9, 380	11, 225	45. 52%	336

③ 仕掛品

区分	金額(千円)
受託開発	5, 261
습計	5, 261

2 負債

買掛金

相手先	金額(千円)
GMOデジロック株式会社	333
株式会社IDCフロンティア	110
株式会社イプリオ	97

WebPros Japan株式会社	77
株式会社TOKAIコミュニケーションズ	44
合計	662

② 未払金

相手先	金額(千円)
一般社団法人中部産業連盟	401
Google Asia Pacific Pte. Ltd.	386
株式会社kubell	258
東京電力エナジーパートナー株式会社	219
アドビ株式会社	101
その他	1, 118
合計	2, 485

(3)【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

し 【プロー)日 マントホエムチャカフマト	
事業年度	毎年1月1日から 12 月 31 日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年 12 月 31 日
株券の種類	_
利人人のエルの甘油口	毎年 6月30日
剰余金の配当の基準日	毎年 12 月 31 日
1 単元の株式数	100 株
株式の名義書換え(注1)	
取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
	株式会社アイ・アール ジャパン
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
	株式会社アイ・アール ジャパン
取次所	
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	該当事項はありません。
取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
	株式会社アイ・アール ジャパン
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
	株式会社アイ・アール ジャパン
取次所	_
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由
	により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。
	https://www.hands-inc.co.jp/
	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、TOKYO PRO Market への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第 128 条第 1 項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
 - 2. 当社定款の定めにより、当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動 年月日	移動前 所有者の 氏名 又は名称	移動前 所有者の 住所	移動前 所有者の 発行者と の関係等	移動後 所有者の 氏名 又は名称	移動後 所有者の 住所	移動後 所有者の 発行者と の関係等	移動 株数 (株)	価格 (単価) (円)	移動理由
2024年 3月27日	株式会社 まえびー 代表取締 役 前橋将彰	静岡県駿 東郡清水 町新宿 823 番地の 1	関連会社	長田敏彦	静岡県駿東郡長泉町	特別利害 関係者 (大株主 上位 10 名、当社 代表取締 役)	20	202, 160 (10, 108) (注) 3	関連会社解消のため
2024年 3月27日	株式会社 まえびー 代表取締 役 前橋将彰	静岡県駿 東郡清水 町新宿 823 番地の 1	関連会社	前橋将彰	静岡県沼津市	-	1	8,590 (8,590) (注) 4	関連会社 解消のため
2024年 3月27日	長田敏彦	静岡県駿 東郡長泉 町	特別利害 関係者 (大株主 上位 10 名、当取締 役)	株式会社 ジェネシ ス 代表取締 役 長田敏彦	静岡県駿 東郡長泉 町下土狩 1427番地 の34	資産管理 会社	319	3, 224, 452 (10, 108) (注) 3	資産管理 会社設立 のため

- (注) 1. 当社は、TOKYO PRO Market への上場を予定しております。株式会社東京証券取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 115 条及び同規程施行規則第 106 条の規定において、当社は上場日から 5 年間、新規上場申請日の直前事業年度(上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が決算期日の翌日から定時株主総会までの間に当たる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう)の末日 (2024 年 12 月 31日) から起算して 2 年前 (2023 年 1 月 1 日) から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等が当社の発行する株式若しくは新株予約権の譲受け若しくは譲渡(上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む)を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容についての記録を保存するものとされております。
 - 2. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
 - (1)当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という)、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員。
 - (2)当社の大株主上位10名。
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員。
 - (4)金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る)及びその役員並 びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社。
 - 3. 移動価格は、原則的評価方式を参考として、当事者間での協議の上決定した価格であります。
 - 4. 移動価格は、配当還元方式を参考として、当事者間での協議の上決定した価格であります。
 - 5. 2025年7月15日開催の株主総会決議により、2025年7月16日付で普通株式1株を200株に分割しておりますが、 上記移動株数及び単価は株式分割前の移動株数及び単価で記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式
発行年月日	2024年12月25日
種類	普通株式
発行数	500 株
発行価格	10, 108 円
資本組入額	10, 108 円
発行価額の総額	5, 054, 000 円
資本組入額の総額	5, 054, 000 円
発行方法	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	_

項目	新株予約権
発行年月日	2024年12月25日
種類	第1回新株予約権
性 類	(ストック・オプション)
発行数	普通株式 75 株
発行価格	10, 108 円
資本組入額	5, 054 円
発行価額の総額	758, 100 円
資本組入額の総額	379, 050 円
	2024年12月25日開催の臨時株主総会において、会
 発行方法	社法第 236 条、第 238 条の規定に基づく新株予約権
光门为伝	の付与(ストック・オプション)に関する決議を行
	っております。
保有期間等に関する確約	(注) 1

- (注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例並びにその期間については以下のとおりであります。
 - (1) 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 115 条及び同規程施行規則第 107 条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して 1 年前から上場日の前日までにおいて、第三者割当等による募集株式の割当を行っている場合(上場前の公募等による場合を除く)、第三者割当による新株予約権の割当を行っている場合、又は当該新株予約権の行使による株式の交付を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当又は交付を受けた者について、担当 J-Adviser に対して以下の各事項について書面により確約を行わせるものとされております。
 - ① 割当又は交付を受けた株式及び新株予約権(割当株式等の割当又は交付を受けた日以後1年間を経過していない場合には、当該割当又は交付を受けた日から1年間を経過する日)までの継続所有。
 - ② 割当株式等を譲渡する場合はあらかじめ新規上場申請者に書面により通知するとともに、事後において 新規上場申請者にその内容を報告すること。

- ③ その他同取引所が必要と認める事項。
- (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請者の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は2024年12月31日であります。
 - 2. 発行価格は、修正簿価純資産価額法を参考として、決定致しました。
 - 3. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、次のとおりであります。

	新株予約権	
行使時の払込金額	10, 108 円	
行使期間	付与決議の日後2年を経過した日から付与決議の日後10年を経過する日までの期間	
行使の条件	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2) 【新株予約権等の状況】」に記載のとおりでありま す。	
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	

2 【取得者の概況】

株式

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内 容等	割当株数(株)	価格(単価) (円)	取得者と発行者との関係
株式会社 ジェネシス 代表取締役 長田敏彦	静岡県駿東郡 長泉町下土狩 1427番地の34	資産管理会社	400	4, 043, 200 (10, 108)	資産管理会社
長田敏彦	静岡県駿東郡 長泉町	特別利害関係 者(大株主上 位 10 名、当社 代表取締役)	100	1, 010, 800 (10, 108)	特別利害関係者 (大株主上位 10 名、当社代表取締 役)

新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内 容等	割当株数(株)	価格(単価) (円)	取得者と発行者との関係
中松悟	静岡県沼津市	会社役員	15	151, 620 (10, 108)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
瀬川智広	静岡県田方郡 函南町	会社役員	15	151, 620 (10, 108)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
福井隆一	神奈川県鎌倉市	会社役員	5	50, 540 (10, 108)	特別利害関係者等 (当社の取締役)

その他の株主	会社員	40	404, 320 (10, 108)	当社従業員
--------	-----	----	-----------------------	-------

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式 数の割合(%)
株式会社ジェネシス (注) 2、(注) 3	静岡県駿東郡長泉町下土狩1427番地 の34	143, 800	73. 74
長田敏彦 (注)1、(注)2	静岡県駿東郡長泉町	36,000	18. 46
前橋将彰 (注) 2	静岡県沼津市	200	0.10
中松悟(注) 4	静岡県沼津市	3,000	1. 53
		(3,000)	(1.53)
瀬川智広(注) 4	静岡県田方郡函南町	3,000	1. 53
		(3,000)	(1.53)
福井隆一(注) 4	神奈川県鎌倉市	1,000	0.51
		(1,000)	(0.51)
その他の株主10名(注) 5	_	8,000	4. 10
		(8,000)	(4. 10)
≅ †		195, 000	100.00
μ		(15, 000)	(7.69)

- (注) 1. 特別利害関係者等(当社の代表取締役)
 - 2. 特別利害関係者等(大株主上位10名)
 - 3. 特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)
 - 4. 特別利害関係者等(当社取締役)
 - 5. 当社従業員
 - 6. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
 - 7. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2025年9月9日

株式会社ネクストハンズ 取締役会 御中

> オリエント監査法人 東京 事務 所

指定社員公認会計士入中产人、明業務執行社員

指定社員 公認会計士 吉田 岳 仙

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネクストハンズの2024年1月1日から2024年12月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネクストハンズの2024年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2023年12月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、 当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し

て財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は 誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書にお いて独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は 誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定 に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表 示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の 判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は 状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関す る重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意 を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、 財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、 監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企 業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を 遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻 害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽 減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき 利害関係はない。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年9月29日

株式会社ネクストハンズ 取締役会 御中

> オリエント監査法人 東京事務所

> > 指定社員 業務執行社員

公認会計士神产晨明

指 定 社 員 業務執行社員 公認会計士吉 田 岳仙

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネクストハンズの2025年1月1日から2025年12月31日までの第38期事業年度の中間会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネクストハンズの2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。 監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続そ

の他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と 認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続 である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計 の基準 に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記 事項を含めた 中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や 会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の 重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上